

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市国民宿舎湯野荘

2 指定管理者となる団体の名称

周南市国民宿舎運営協会

所在地 周南市大字湯野4346番地の2

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(参 考)

周南市国民宿舎運営協会の概要

1 設立の経緯

周南市国民宿舎運営協会は、周南市国民宿舎湯野荘の委託業務を行うため、昭和48年7月に設立し、現在に至っている。

2 設立年月日 昭和48年7月1日

3 所在地 周南市大字湯野4346番地の2

4 目的

市民の福祉増進及び観光事業の振興を図ることを目的とする。

5 事業内容

- (1) 国民宿舎の使用の許可に関する業務
- (2) 宿泊休憩等のための接遇に関する業務
- (3) 国民宿舎の維持管理に関する業務
- (4) 売店の運営に関する業務
- (5) その他管理に必要な業務

6 組織等

- (1) 役員 会長1人、副会長1人、幹事3人、監事1人
- (2) 職員 3人（平成28年12月1日現在）